

第12回教育委員会臨時会 案件表

日 時

令和2年5月27日（水）

議 題

1 議 案

(1) 議案第41号 県費負担教職員の任免等の内申について (資料1)

(2) 議案第42号 令和2年度練馬区立図書館の臨時休館日の変更について (資料2)

議案第 4 1 号

県費負担教職員の任免等の内申について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

提出者 教育長 河 口 浩

県費負担教職員の任免等の内申について

このことについて、別紙のとおり内申するものとする。

練馬区立学校副校長の任命について（内申）

東京都練馬区公立学校副校長について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり任命することを内申します。

記

- 1 所属・職・氏名
東京都清瀬市立清瀬第三中学校
主幹教諭 品川 真秀樹
- 2 任命する職
東京都練馬区立関中学校副校長
- 3 任命年月日
令和2年6月1日

以 上

議案第 4 2 号

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館日の変更について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館日の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 2 年 5 月 27 日
教育振興部光が丘図書館

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館日の変更について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立図書館条例第 4 条第 1 項に基づき設定した区立図書館の臨時休館日を、緊急事態宣言の解除に伴い、以下のとおり変更する。

1 臨時休館日

(変更前) 令和 2 年 5 月 11 日(月) から 5 月 31 日(日) まで

(変更後) 令和 2 年 5 月 11 日(月) から 5 月 27 日(水) まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針(令和 2 年 5 月 27 日)

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月25日、東京都を含む5都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を解除し、これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を終了しました。

東京都は、休業要請の段階的な緩和等を示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」(以下「ロードマップ」といいます。)を公表し、5月26日から実施しています。

区は、これらの状況を踏まえ、以下のとおり区立施設を順次、再開します。また、民間施設については、これに準じた対応をお願いすることとします。なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

1 基本的な考え方

都は、ロードマップにおいて、休業要請の緩和をステップ1から3まで段階的に実施することとしています。区は、この方針に従って区立施設を再開します。

5月28日から順次、図書館など一部の区立施設を再開します。それ以外の施設は、都がステップ2に移行した段階で再開します。

各区立施設がどのステップに位置付けられているかは、別表「ステップ別施設一覧」をご参照ください。

施設の再開に当たっては、感染防止対策を引き続き徹底します。そのため、入場制限や利用定員の制限などを行います。

飲食を伴うもの、合唱、ダンス、カラオケ、麻雀、入浴等、3つの密を避けることが難しいものは、再開する施設においても引き続き当面の間、利用を休止します。

区民の皆様にも、感染リスクが高まる3つの要素(密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声)が重ならない配慮を、引き続きお願いします。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

区立小中学校、区立幼稚園は6月1日(月)から分散登校を実施しながら再開します。学校再開に合わせ、児童館、地区区民館はランドセル来館事業を行います。

ぴよぴよ(子育ての広場)は、ステップ2で再開します。

保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり運営します。6月中は、保護者の皆様に可能な限り登園(室)を控えていただくようお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり運営します。

敬老館、はつらつセンターは、ステップ2で再開します。

【その他の区立施設】

図書館および石神井公園ふるさと文化館、分室は、5月28日(木)から再開します。美術館は、特別展示の準備を行い、6月2日(火)を目途に再開します。いずれも入場制限などの対応を行います。

体育館、庭球場等のスポーツ施設は6月1日(月)から一部の利用を再開します。地区区民館や地域集会所等の集会施設などは、ステップ2で再開します。

公園の複合遊具、駐車場は、5月28日(木)から利用を再開します。

【イベント】

区が主催するイベントは、ステップ2から、規模に応じて順次、再開します。参加者の3つの密を回避する観点から、参加人数によっては、縮小や延期、中止の判断を行います。

3 区民の皆様へのお願い

(1)区立施設の利用に当たっては、感染防止のため事前の検温、手洗い、マスクの着用、連絡先等の提供にご協力をお願いします。

(2)国の「新しい生活様式の実践例」や、都の「暮らしや働き方の『新しい日常』」を参考に、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

ステップ別施設一覧

事業継続中の施設	ステップ1で再開する施設	ステップ2で再開する施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 学童クラブ ・ デイサービスセンター ・ 地域包括支援センター ・ 福祉園 ・ 福祉作業所 ・ こども発達支援センター ・ 谷原フレンド ・ 自転車駐車場 ・ 自動車駐車場 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立小中学校 (6月1日から分散登校開始) ・ 区立幼稚園 (6月1日から分散登園開始) ・ 美術館 (6月2日からショパン展開始) ・ 石神井公園ふるさと文化館・分館 (5月28日から展示再開) ・ 図書館 (5月28日から予約資料の受け取り等を再開) ・ 庭球場・野球場・運動場 (6月1日から利用再開) ・ 体育館 (6月1日からアリーナの団体利用再開) ・ 区民情報ひろば (5月28日から資料の閲覧等再開) ・ 地域交流ひろば (6月1日から団体利用再開) ・ 石神井松の風文化公園 (5月28日から入場再開) ・ 公園駐車場 (5月28日から利用再開) ・ 公園の複合遊具 (5月28日から利用再開) <p>感染防止のため必要に応じて入場制限、定員の制限などを実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぴよぴよ(子育てのひろば) ・ 児童館 ・ 敬老館 ・ はつらつセンター ・ 街かどケアカフェ ・ 心身障害者福祉集会所 ・ 練馬文化センター ・ 大泉学園ゆめりあホール ・ 文化交流ひろば ・ 生涯学習センター、分館 ・ 地区区民館・地域集会所 ・ サンライフ練馬 ・ 勤労福祉会館 ・ 石神井公園区民交流センター ・ 区民・産業プラザ ・ 区民協働交流センター ・ 青少年館 ・ 防災学習センター ・ 男女共同参画センターエーサー ・ リサイクルセンター ・ 牧野記念庭園 ・ 向山庭園 ・ 四季の香ローズガーデン ・ 中里郷土の森 ・ こどもの森 ・ 土支田農業公園 <p style="text-align: right;">など</p> <p>感染防止のため必要に応じて入場制限、定員の制限などを実施します。</p>